事　業　名　称	官民が連携した正確で詳細な空き家情報公開の仕組み構築
事業主体名	空き家利活用支援協議会
連　携　先	福島市、福島市における空き家等対策に関する連携協定団体（2020 年 2 月時点：福島市、福島県宅地建物取引業協会福島支部、全日本不動産協会福島県本部、福島県建築士会福島支部、福島県不動産鑑定士協会、福島県土地家屋調査士会、福島県行政書士会、福島県司法書士会、福島県弁護士会福島支部、東邦銀行、福島市シルバー人材センター）
対象地域	福島県福島市
事業の特徴	①空き家調査に係る宅建業者等の専門家の負担を軽減する仕組みの構築、 ②個人情報保護を考慮して情報を連携する仕組みの構築、 ③自治体の瑕疵担保責任を軽減する仕組みの構築、 ④空き家バンクシステムと効率的に連携した運用体制の構築
成　　果	福島市と福島市における空き家等対策に関する連携協定団体が連携するプラットフォーム案（フロー図）を作成
成果の公表先	株式会社タスのホームページ（https://corporate.tas-japan.com/）で公表 PDF ファイルをダウンロード可能とする

１．事業の背景と目的

福島市は、東日本大震災後の福島第一原子力発電所の事故の影響で浜通り地域から多くの住民が避難していることから、現状で空き家問題は他の自治体ほど表面化していない。特に市街部の好立地物件については通常の不動産市場で流通している状況である。しかしながら、人口の流出や少子高齢化に伴い、今後は空き家が増加することが見込まれていることから、問題が表面化する前に対策を整える必要がある。このため福島市は、2016 年度に「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく法定協議会を設立し官民連携を主体とした空き家対策の検討を行っている。また、空き家実態調査を行い、空き家特措法に係る手続きの記録とともに庁内の空き家データベースで管理している。さらに福島市は、2017 年度に福島市、東邦銀行、福島県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会福島県本部等、関係 11 団体で「空き家対策に係る連携協定」を締結し、11 団体共同で空き家相談会等を始めとした空き家対策事業を実施している。

一方、タスが代表を務める協議会は、2017 年度に国土交通省の「住宅ストック維持・向上促進事業」を活用して、福島市の協力の下、空き家対策に係る検討を行い、空き家情報の収集に係る問題点の整理、官民が連携した正確で詳細な空き家情報の収集方法についての検討、空き家バンクのプロトタイプの開発等を行った。検討結果は 2018 年 1 月に福島市と共同で開催したシンポジウムで報告を行った。国交省事業終了後、いったん協議会は解散したが、福島市からの要請を受け 2018 年度 9 月に協議会を再設立し、空き家バンク導入について福島市と検討を行ってきた。

本事業提案当初（2019 年 6 月）、福島市は空き家バンク導入を予定（2019 年 11 月 8 日に開設）していたことから、本事業を活用して空き家バンクに対して福島市と「空き家対策に係る連携協定」団体が連携して空き家バンクに正確で詳細な情報を登録する仕組みを構築することとした。

地方圏の空き家が流通しない理由として、コスト倒れになる可能性が高いため宅建業者が扱いにくいという問題がある。これは、地方圏では物件の所在地が分散していることから都市部に比較して販売に係る調査等のコスト（人、金）がかかる一方で、流動性が低いため（市街化調整区域内の空き家など）売買が成立しないケースが多いことや、たとえ売買が成立しても物件価格が低いことから仲介手数料で販売にかかわるコストを回収できない可能性が高いことが原因である。

一方で、多くの自治体が空き家バンクを設けているが、通常の空き家バンクは不動産の専門家で

はない自治体職員が物件情報を収集しているため情報の量・質に問題があり購入希望者が判断できない物件が多い。これに対応するため、宅建業者団体等と協定を締結して空き家対策に当たっている自治体も多いが、行政の予算執行上の問題から協定団体の会員がボランティアを強いられているケースも多く見受けられ、継続性に問題がある。また、空き家バンクに掲載できる物件は氷山の一角であり、自治体の担当者は空き家物件に掲載する前段階の相談・苦情対策に苦慮している。自治体の空き家対策を推進するためには、これらの業務を民間の専門家と分担して対応する仕組みづくりが不可欠である。

さらに、自治体が運営する空き家バンクで紹介していることから、物件に瑕疵があった場合に自治体は訴訟リスクを負うこととなる。地方圏における空き家流通を活性化させるためには、これら宅建業者側、自治体側の問題をいかに解消するかがポイントになる。

本事業では福島市において、福島市と「空き家対策に係る連携協定」団体が連携、役割分担することにより、連携団体会員がボランティアにならず継続して取り組み可能な仕組み、宅建業者の調査に基づく正確で詳細な情報を掲載した空き家バンクを公開・提供できる仕組み、空き家相談・苦情に官民が協力して対応できる仕組み等を検討し、継続的な空き家流通の活性化が実現できるプラットフォームの構築を目指した。

２．事業の内容

（１）事業の概要と手順

本事業では、空き家物件の調査から空き家バンク掲載までの福島市と福島市「空き家対策に係る連携協定」団体（2020 年 2 月時点：福島市、福島県宅地建物取引業協会福島支部、全日本不動産協会福島県本部、福島県建築士会福島支部、福島県不動産鑑定士協会、福島県土地家屋調査士会、福島県行政書士会、福島県司法書士会、福島県弁護士会福島支部、東邦銀行、福島市シルバー人材センター）との連携フローの検討を行い、本年度に福島市が導入した福島市空き家バンクを効率的かつ効果的に運用できる体制を構築した。

図 1 福島市「空き家対策に係る連携協定」団体

【参考】福島市における空き家等対策に関する連携協定（平成30年1月23日締結）

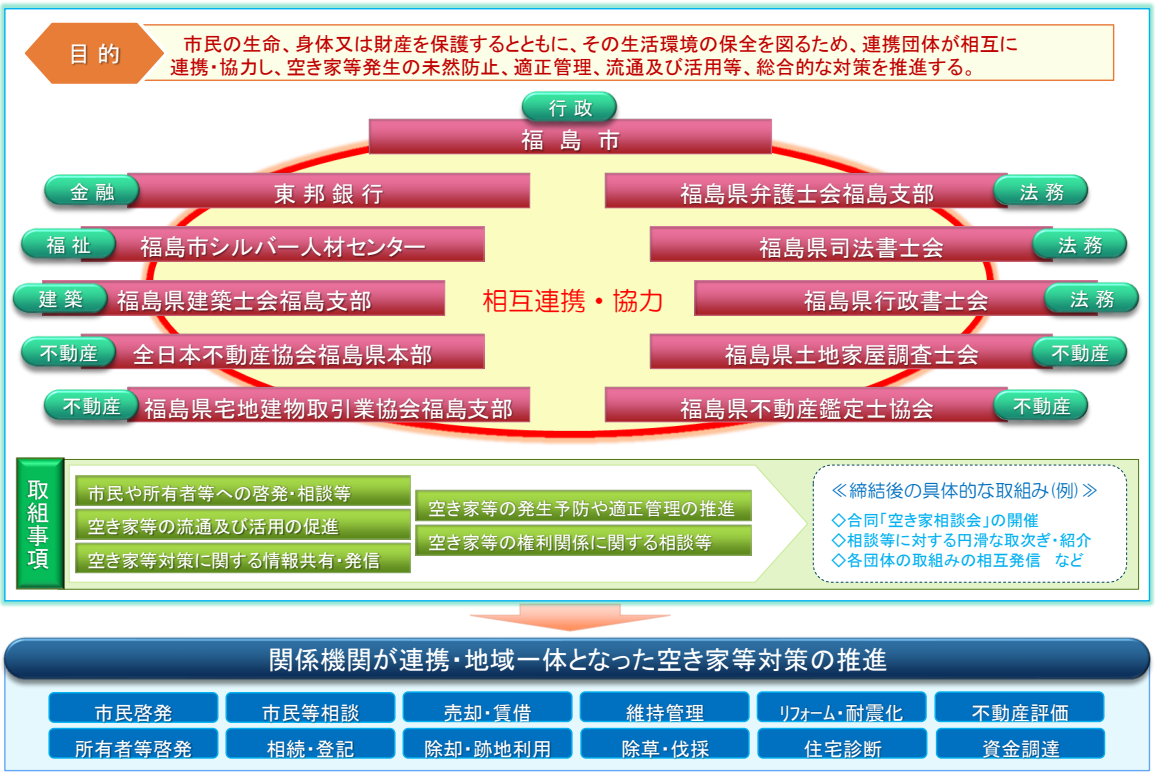

図 2　取り組みフロー

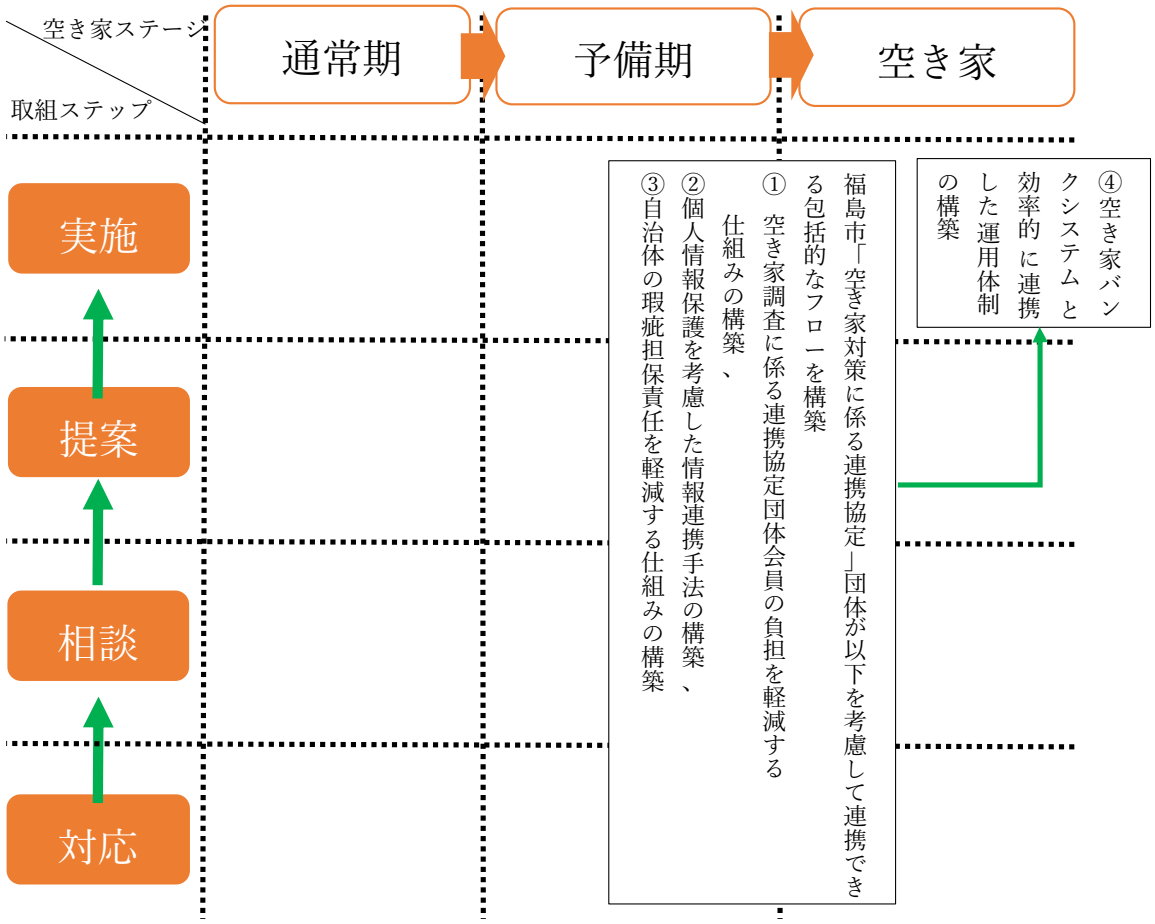

なお、具体的な取り組み内容および検討体制は下表のとおりである。

表 1　取り組み内容および検討体制

取り組み内容	具体的な取組内容	担当組織（担当者）	担当組織（担当者別）の業務内容
ワンストップサービスの仕組み構築	（1）空き家調査に係る宅建業者等の負担軽減策の構築	空き家利活用支援協議会	検討会議の開催・運営・とりまとめ
		福島市　開発建築指導課	福島市の対応検討
		「空き家対策に係る連携協定」団体	宅建業者等の対応検討
		株式会社JOHO（コンサル）	他地域事例などの知見の提供
	（2）個人情報保護を考慮した情報連携手法の構築	空き家利活用支援協議会	検討会議の開催・運営・とりまとめ
		福島市　開発建築指導課 空き家利活用支援協議会	個人情報連携方法の検討
	（3）自治体の瑕疵担保責任を軽減する仕組みの構築	空き家利活用支援協議会	検討会議の開催・運営・とりまとめ
		福島市　開発建築指導課	福島市の対応検討
		「空き家対策に係る連携協定」団体	宅建業者等の対応検討
		空き家利活用支援協議会	他地域事例などの知見の提供
	（4）空き家バンクシステムと効率的に連携した運用体制の構築	空き家利活用支援協議会	検討会議の開催・運営・とりまとめ
		福島市　開発建築指導課 空き家利活用支援協議会	空き家バンクの仕様検討
		福島市　開発建築指導課 「空き家対策に係る連携協定」団体 空き家利活用支援協議会 株式会社JOHO（コンサル）	空き家バンク運営方法検討

また検討スケジュールは以下のとおりである。本年度は残念ながら仕組みの試行までには至らなかった。令和 2 年度に試行、内容見直しを行い、令和 3 年度から本運用を目指す。

図 3　スケジュール表

ステップ	具体的な取組内容	令和元年度									令和2年度										
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施	空き家調査に係る連携団体会員の負担軽減策の構築																					
実施	個人情報保護を考慮した情報連携手法の構築																					
実施	自治体の瑕疵担保責任を軽減する仕組みの構築																					
実施	空き家バンクシステムと効率的に連携した運用体制の構築																					
	（空き家バンクシステムの開発：福島市事業）																					
実施	本事業で構築した仕組みに基づく情報入力開始																					
実施	空き家バンク公開・運用																					
実施	報告書等とりまとめ																					
R2年度	福島市の空き家対策に係る連携協定の最終意思決定										★											
R2年度	運用状況の確認・問題点の洗い出し																					
R2年度	問題点の解決方法の検討、仕組みの改良																					
R2年度	改良結果を空き家バンクシステム、および運用に反映																					
R2年度	他自治体へのプレゼンテーション																					
R2年度	他自治体への横展開協議																					

（２）事業の取組詳細

各項目の検討内容は以下のとおりである。

① 空き家調査に係る連携協定団体会員の負担を軽減する仕組みの構築

空き家対策を推進するうえで、多くの自治体が宅建業者団体等との連携協定を締結している。福島市においても前述のとおり福島市を含む 11 団体で空き家対策に係る連携協定を締結し空き家対策に当たっている。本事業で福島市ならびに連携協定団体との協議においていくつかの問題が明らかになった。

・連携協定加盟各団体の役割分担が不明確であることから効果的な連携を行うことができていない。

・連携協定団体合同で空き家相談会を開催しているが、これらは全て連携協定団体会員等のボランティアで行っている。連携協定団体には、個人経営の会員も多い。したがってボランティアでの協力は、参加した団体会員の事業機会を損失させることになるため、会員の理解を得ることが難しい。

・空き家相談会における相談や市の空き家対策係に寄せられる相談や苦情は物件管理、相続問題、権利関係の問題、除却や再建築にかかわる相談、繁茂等多岐にわたる。空き家バンクに掲載できる物件は氷山の一角にしか過ぎず、これら多岐にわたる問題に対応できる仕組みでなければ空き家対策は進まない。

これらの問題点を踏まえて本事業では、福島市を含む連携協定団体の役割分担の明確化と連携協定団体会員がボランティアにならず継続的に対応できる処理フローを検討した。また、空き家対策に関わる様々な問題に対応できるよう考慮した。

図 4　空き家問題と空き家バンク掲載可能物件

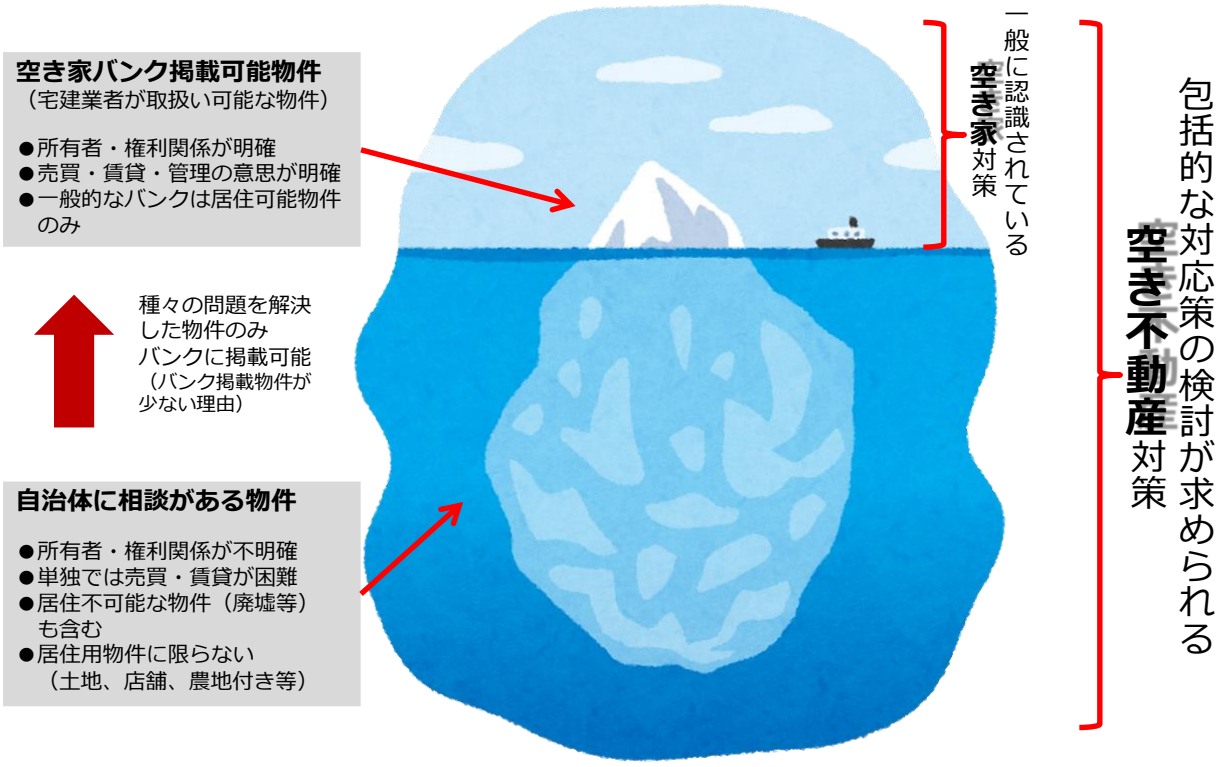

②　個人情報保護を考慮して情報を連携する仕組みの構築

空き家対策を推進するために、宅建業者団体が自治体の所有する空き家情報の開示を求めている。しかしながら、空き家情報には所有者情報等の機微な個人情報が多く含まれる。情報開示に当たり国土交通省からマニュアルも公開されているが、情報漏洩のリスクが 0 となるわけではない。したがって本事業では福島市と連携協定団体の処理フローにおいて、個人情報保護の観点から、福島市が直接相談窓口に情報を開示するのではなく、所有者への相談窓口への案内を行い、所有者自身の意思を尊重することとした。なお、福島市は処理フローにおいて連携協定団体として、所有者不明物件の所有者特定の役割を担う。将来的には連携フローをシステム化することにより、セキュアな環境で情報交換ができる仕組みを構築することが望ましい。

③　自治体の瑕疵担保責任を軽減する仕組みの構築

長野県佐久市や兵庫県豊岡市などで空き家バンクに掲載された物件の売買後に瑕疵が発見され、訴訟に発展したケースがある。福島市空き家バンクにおいては、現状は必ず宅建業者が仲介に入る方法をとっているが、空き家バンクは市が運営しているため、掲載した物件に関して自治体は被告となるリスクを抱えることとなる。空き家に対して瑕疵保険が付与できればこのようなリスクを軽減することができるが、瑕疵保険の基準を満たす物件は少ない。また、保険を付保するために改修が伴う場合は所有者の負担が増大するため、空き家バンク掲載物件が激減するという問題がある。

そこで本事業では、所有者に説明したうえで了承を得られれば、空き家バンク掲載物件にインスペクションレポート、シロアリレポート、地盤調査レポート（ハザードマップ情報）、価格評価レポート等、最低限必要と思われる資料を付与することとした。物件の状態をより詳細に可視化することで、瑕疵担保責任等の訴訟リスクを軽減する。所有者の負担にならない範囲で資料を揃える（オーバースペックにならない）ことも考慮する必要があるため、インスペクションレポートについては福島県の補助金を積極的に活用する。ま

た、地盤調査レポート（ハザードマップ情報）、価格評価レポート等については、TAS-MAP等の安価なサービスを活用する。

④　空き家バンクシステムと効率的に連携した運用体制の構築

福島市と連携協定団体の処理フローにおいて、福島市空き家バンクに掲載する物件は全て宅建業者が仲介を行うこととした。物件情報を担当する宅建業者が入力することで、空き家バンクに入力される情報の質と量を確保することが目的である。宅建業者が物件情報を入力後に福島市に空き家バンクへの掲載申請を行い、市が情報を確認後に掲載を開始する。これらの情報を紙ベースや電子メールで行うのはセキュリティ上や個人情報保護上問題があることから、福島市と宅建業者で共通のデータベースを用いて、セキュアな環境でスムーズに情報共有を行う仕組みとした。ただし、宅建業者は宅建業者団体のデータベース（ハトマークサイト、ラビーネット）にも物件情報を入力しており、福島市空き家バンクへ入力することは二度手間となるという問題がある。このため、宅建業者のデータベースと空き家バンクの連携を行って運用されている長野県の「楽園信州空き家バンク」の開発者である株式会社 JOHO にコンサルを委託し、宅建業者団体のデータベースと福島市空き家バンクを連携する仕組みの検討を行った。また、長野県の自治体（長野市、諏訪市）に運用状況のヒアリングを行った。

（３）成果

①　福島市と連携協定団体の空き家対策に係るワンストップサービスフロー図

空き家利活用支援協議会でフロー図案を作成し、福島市、連携協定団体（主に福島県宅地建物取引業協会福島支部、全日本不動産協会福島県本部）、空き家利活用支援協議会の 3 社で検討を行い、検討結果をもとにフロー図の修正を行うという手順を繰り返し、フロー図の完成度を高めた。なお、フロー図作成にあたり、以下の点に特に配慮した。

・継続的な事業の実施（ボランティアにならない仕組み）
・近隣からの苦情や所有からの幅広い相談対応、所有者不明の場合の手続きも含めた総合的な空き家対策
・所有者の個人情報保護

継続的な事業の実施を行うためには、連携団体会員がボランティアにならない仕組みづくりが不可欠である。本事業では多くの自治体において連携協定団体会員の働きがボランティアになってしまっている原因を議論した。その結果、原因は行政の執行の仕組みに起因するとの結論に至った。行政の執行は、まず計画を立案し、予算要求を行い、議会の承認を経て行われる。このため計画立案から執行まで 2 年度～3 年度の期間を要する。また承認された予算の年度内の柔軟な増減は困難である。一方で空き家対策に係る連携協定団体の経費は、相談内容や件数の予測（計画）が困難である。したがって、予め調査内容と経費の取り決めができる事項以外は予算要求を行うことが難しい。予算要求が通らなければ連携協定団体会員に調査費用等を支払うことができない。結果として、連携協定団体会員がボランティアを余儀なくされているというのが実態である。特に士業の団体会員は個人事業者が多く、ボランティアとして時間を費やすことは、事業機会損失にもつながる。つまり自治体の空き家対策事業に協力すればするほど、損失が重なるのである。このような状態が放置されていると、次第に協定団体会員の協力が得られなくなるため、空き家対策事業の継続が困難である。

図 5　空き家対策の連携協定団体がボランティアを余儀なくされる仕組みと解決方法

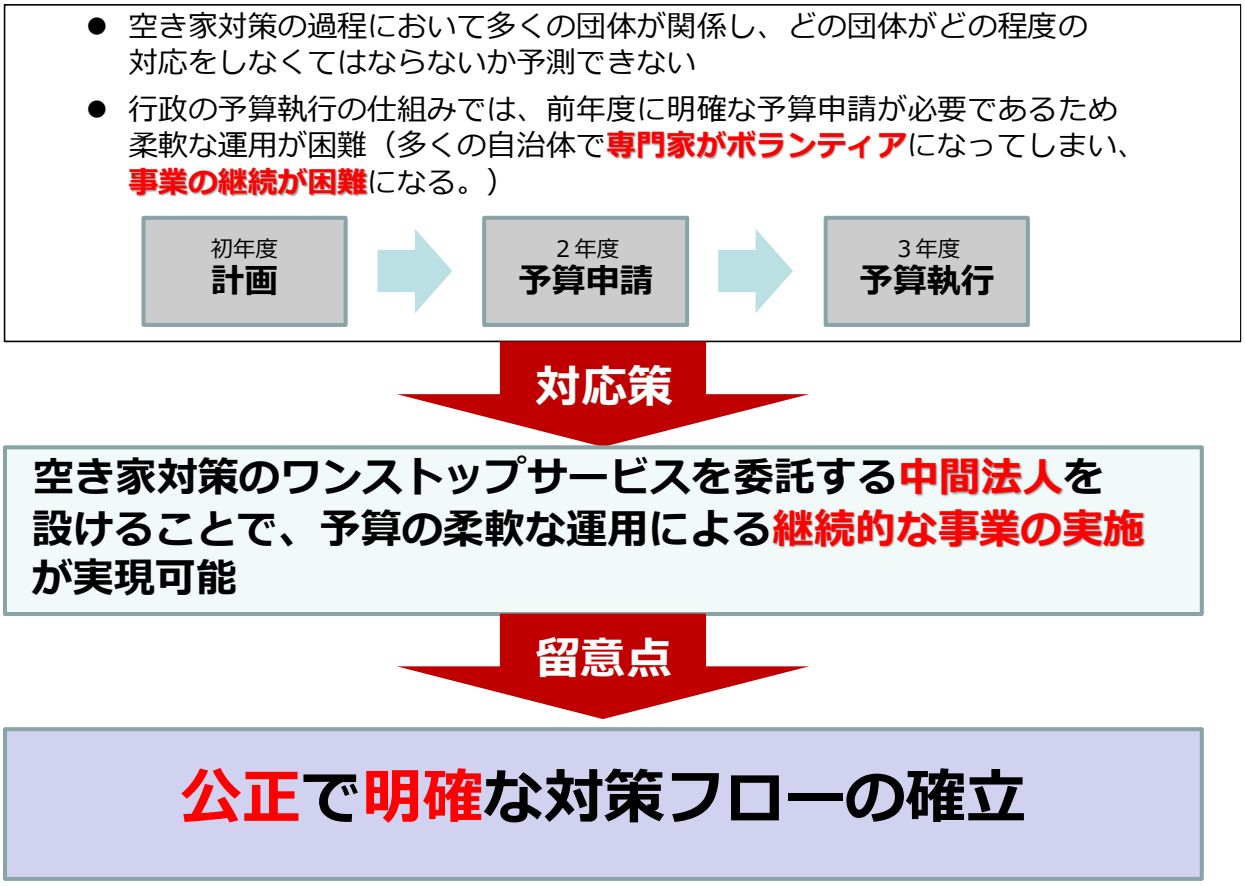

これに対応するためには、状況に応じて柔軟に予算を執行できる仕組みが不可欠となる。本事業では、中間法人（随意契約が可能な社団法人や NPO 法人）を設け、空き家対策に係るワンストップサービスを自治体から委託する仕組みが必要であるとの結論に至った。ただし、この中間法人への委託は、公正で明確な処理フローとセットにする必要がある。

今年度作成した空き家対策ワンストップフローは、このような中間法人が存在することを前提に作成している。また、連携協定団体に有償で委託する範囲は初期調査（宅建業者団体の場合は物件のトリアージ、その他団体は初回相談）とした。初期調査後に相談者が対応を進める場合については、対応した各団体の会員と相談者が直接契約を行い、通常の業務として進めることで相談対応（空き家対策への協力）と本業が両立できるよう考慮した。これにより連携協定団体会員は積極的に空き家対策事業に取り組むことができるため、空き家対策事業の継続性が確保されるだけでなく、空き家対策の推進も期待できる。

また、中間法人を設けることにより、苦情・相談窓口の設置、苦情・相談内容による各団体への業務の振り分けを行うことが可能となる。福島市においては連携協定団体に弁護士会や司法書士会等が含まれるため権利関係や相続関連の相談にも対応可能である。また繁茂等の近隣からの苦情対応や空き家の管理等についてはシルバー人材センターとの連携で対応可能である。また除却や物件改修等については建築士会、敷地境界等の問題については土地家屋調査士会、融資関係の相談には東邦銀行で対応可能であるため、空き家問題に関わる多岐にわたる課題の解決に、連携協定団体が効果的に対応できる仕組みを構築することができた。

図 6　中間法人を活用したボランティアにならない仕組み

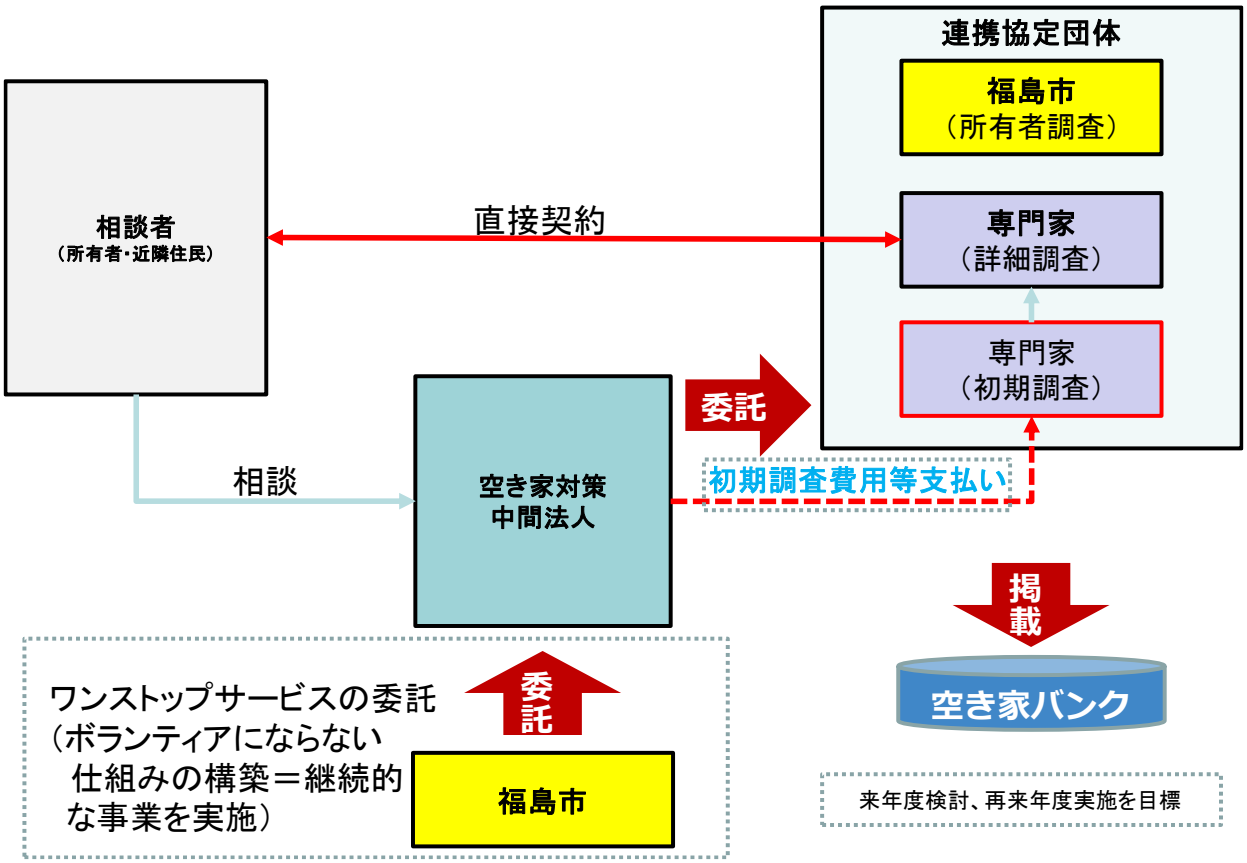

本事業の仕組みにおいて、相談が近隣住民からの苦情で、対象となる空き家が管理不全でなんらかの対応が必要にもかかわらず所有者が不明の場合は、中間法人は連携団体の一員である福島市に対応を依頼することとなる。福島市は所有者の調査を行い、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく対応を行う。その際に所有者が空き家に関する何らかの処置（管理、処分等）を望む場合には、相談窓口である中間法人を紹介する。このように、福島市から直接個人情報を中間法人に渡さず、相談の可否を所有者の意思にゆだねることにより、自治体からの個人情報漏洩のリスクを軽減する仕組みとしている。

宅建業者が仲介を行う仕組みであっても、空き家バンク経由で取得した物件に瑕疵が発見された場合、自治体は訴訟リスクを負うことになる。実際に、佐久市や豊岡市等で訴訟に発展した事例も存在する。物件に瑕疵担保保険が付保できればこのようなリスクはヘッジすることができるが、空き家は旧耐震基準の物件も多く、多額の改修費用（主に耐震補強）が必要になるなど所有者への負担が大きい。また、補修金額を賄うことができる金額で売却できる保証もない。このような理由から瑕疵担保保険の付保には高いハードルが存在する。

瑕疵による訴訟リスクを軽減する方法として、購入希望者に対して建物の状態等の情報をできるだけ公開する方法も考えられる。注意しなくてはならないのは、情報開示も過剰になりすぎると所有者の負担が増加する点である。そこで本事業では、情報開示をインスペクションレポート、シロアリ調査レポート、ハザード情報等に絞ることとした。昨今では、インスペクションに対して補助金を用意している自治体もある。福島県においても空き家バンク掲載物件に対するインスペクション補助が用意されている。シロアリ調査は通常のインスペクションに含まれないが、隠れた瑕疵になりやすいため必要と考えている。さらに近年の異常気象により、河川の氾濫等によるリスクも高まっていることから、ハザ

ード情報についても情報開示が必要である。もちろん所有者の意思を尊重することが最重要であるため、処理フローにおいて所有者にこれらの情報開示の必要性や補助制度の説明を行うステップを設けることとした。また、いまだに土地神話を抱き続けている所有者も少なからず存在し、物件の売り出し価格を決定するのに苦労するケースもある。これに対応するために、必要であれば金融機関の担保評価に活用されているレポートを取得し、所有者との交渉を行う仕組みとした。この資料は購入希望者への開示資料としても活用する。

購入者が空き家を購入する際にも利用可能な補助制度や融資商品が多く存在する。また、購入者の多くは物件取得後にリフォームを行うことが考えられる。そこで本事業の処理フローでは、購入希望者が物件内覧を行うタイミングに合わせて、連携協定団体が説明・相談を行うこととした。

以上を考慮して作成した空き家対策ワンストップフロー図を以下に示す。

図 7　空き家対策ワンストップフロー図

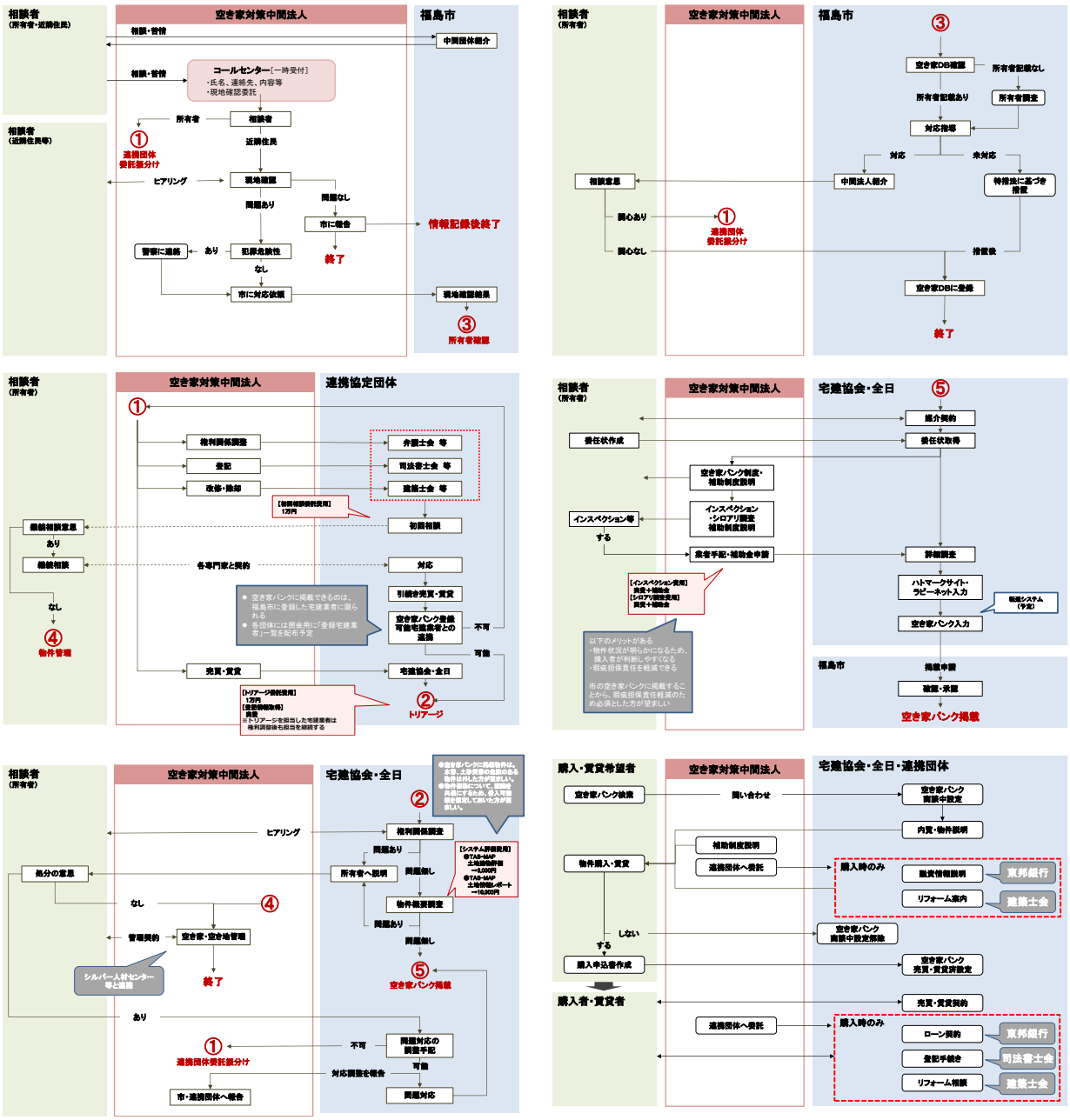

② 空き家バンクと宅建業者データベースの連携

福島市空き家バンクは福島市に登録した宅建業者が所有者と媒介契約を締結した後に物件情報を登録する。通常、宅建業者は保有する物件情報を所属する団体のデータベース（宅地建物取引業協会はハトマークサイト、全日本不動産協会はラビーネット）にも登録している。このため空き家バンクへの登録は、登録作業、情報のメンテナンス共に二度手間であることから宅建業者の負担となる。空き家バンクへの登録数を増加させるためには、宅建業者の負担軽減が不可欠である。

図 8 「楽園信州空き家バンク」システム関連図

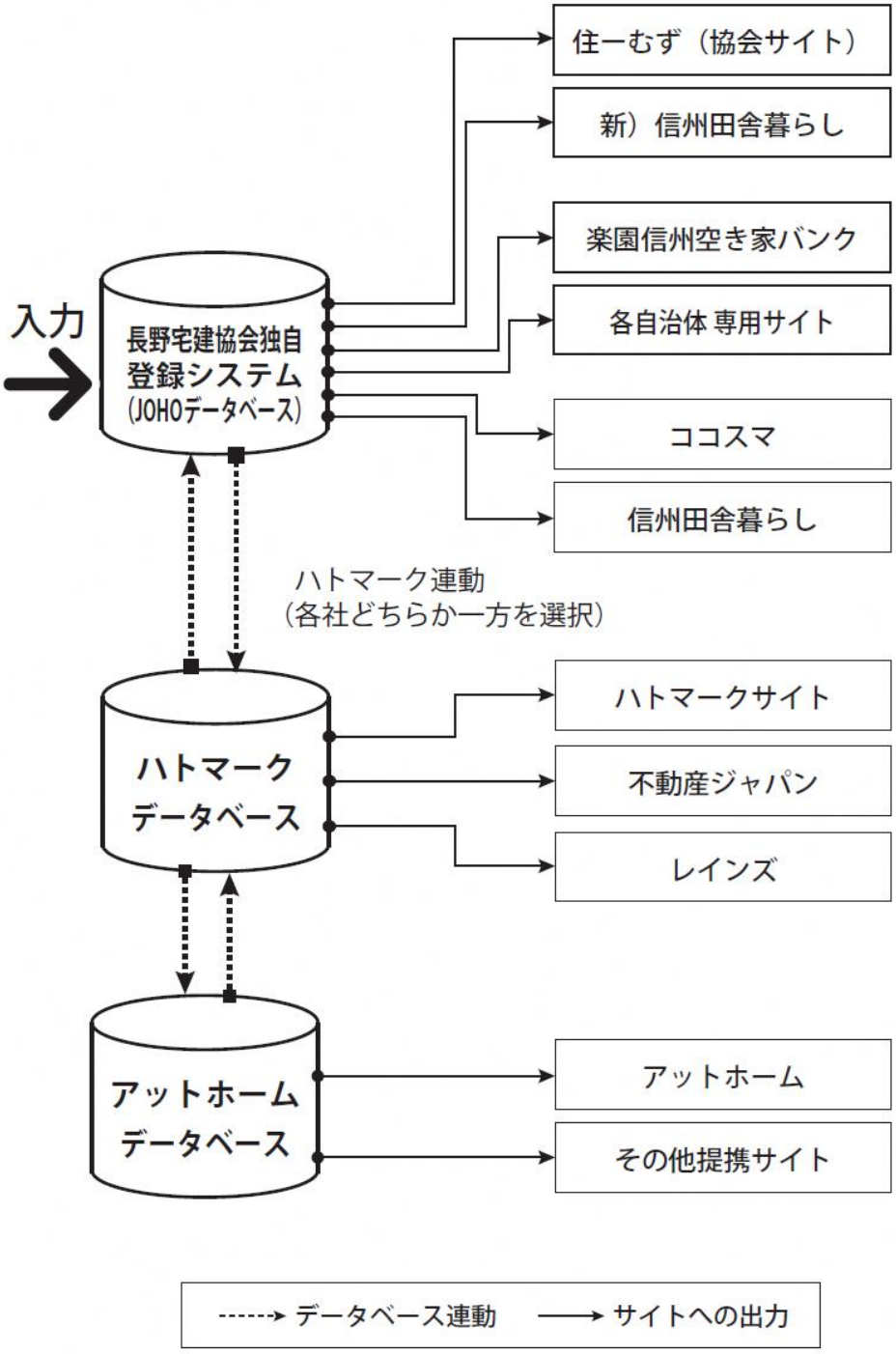

福島市空き家バンクと同様に宅建業者が物件情報を入力している空き家バンクの一つに長野県の「楽園信州空き家バンク」が存在する。「楽園信州空き家バンク」は長野県宅地建物取引業協会が長野県から委託を受けて開発した空き家バンクであり、当初から宅地建物取引業協会のデータベースであるハトマークサイトとの連携が図られている。これにより長野県宅地建物取引業協会所属の宅建業者はハトマークサイトに物件を登録することで、二重登録の手間なしに「楽園信州空き家バンク」に物件情報を登録することができる。長野県では多くの自治体が「楽園信州空き家バンク」をベースとした空き家バンクを開設しているため、「楽園信州空き家バンク」と自治体空き家バンク間のデータ連携も行われている。また、ハトマークサイトのデータベースはレインズやアットホーム等の複数のデータベースと連携していることから、「楽園信州空き家バンク」はハトマークサイトのデータベースを介して、これらの外部データベースとの連携を図ることも可能である。

本事業では「楽園信州空き家バンク」の開発を担った株式会社 JOHO のコンサルティングを受け、将来的に福島市空き家バンクと宅建業者団体のデータベースとの連携を可能とする仕様の検討を行い、福島市が本年度に開設した福島市空き家バンクの仕様に反映した。また、「楽園信州空き家バンク」をベースとした空き家バンクを開設している諏訪市、長野市の視察を行い、空き家バンクへの物件登録状況やアクセス数、成約数、運営において考慮している点、空き家対策に係る補助施策等について意見交換を行った。

図 9 「福島市空き家バンク」システム関連図

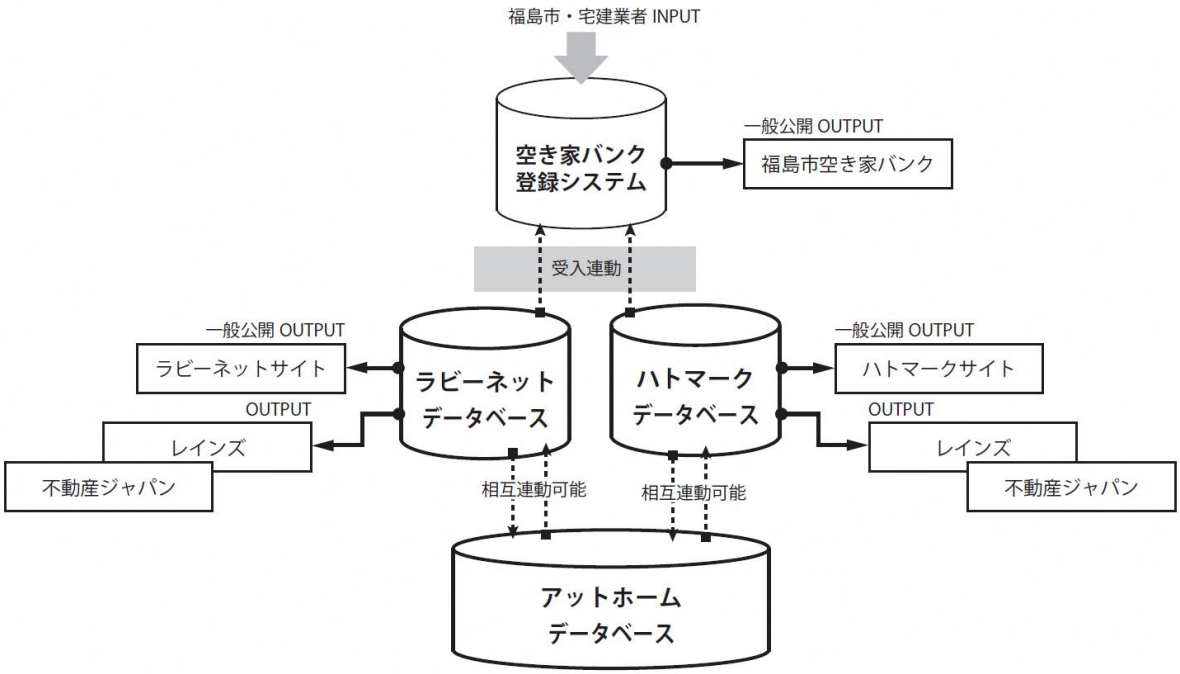

３．評価と課題

①福島市と連携協定団体の空き家対策に係るワンストップサービスフロー図

・事業を開始するにあたり、福島市の調整で「福島市の空き家対策に係る連携協定」団体の WG を開催していただき、本事業の説明と事業内容について説明を行った。連携団体は福島市も含め 11 団体であるため、主に空き家対策に特に深く関与する福島県宅地建物取引業協会福島支部、全日本不動産協会福島県本部の担当者に代表で検討会に参加いただき処理フローの構築を進めた。検討結果を連携協定 WG で発表、意見交換を行う形式で事業を進めた。

・具体的には検討会において福島市や宅建業者団体から問題点をヒアリングし、その内容を盛り込んだ処理フロー図案を空き家利活用支援協議会が作成、それをたたき台にして再び福島市、連携協定団体で議論するという流れで処理フロー図の改良を重ねた。このように具体的なたたき台を用意することで効率の良い議論を行うことができた。
・当初の目標であった「空き家調査に係る宅建業者等の専門家の負担を軽減する仕組みの構築」、「個人情報保護を考慮して情報を連携する仕組みの構築」、「自治体の瑕疵担保責任を軽減する仕組みの構築」を考慮したフロー図を構築することができた。
・完成したフロー図について連携協定団体の意見は好意的であり、このような仕組みがあれば積極的に空き家対策に協力できる（会員に説明しやすい）との意見をいただいた。現在連携協定WGの担当者がフロー図を持ち帰り、各団体において検討していただいている。本年度3月後半、もしくは来年度4月に連携協定WGで処理フローの最終決定を行い、来年度試行、問題点を修正後に再来年度本運用を目指している。
・中間法人をどのような形で設けるかが課題として残っている。連携協定WGでは、連携協定団体で設立する、活動しているNPO法人を誘致する等の意見が出されたが、集約に至っていない。今後のWGで改めて検討する予定である。
・連携協定団体の大部分は福島県全域をカバーする団体である。したがって本事業の仕組みの有効性が確認されれば、福島県の他の自治体においても、概ね同様の陣営で展開することが可能となる。

②空き家バンクと宅建業者データベースの連携
・既に他県で実現している仕組みを基にして検討するという手法を取ったため、効率的な仕様検討を行うことができた。検討内容は、本年度福島市が開設した「福島市空き家バンク」に組み込むことができた。福島市は次年度に宅建業者団体のデータベースとの連携機能の実現を検討している。
・データベース連携と①の空き家対策ワンストップサービスフローを組み合わせることで「空き家バンクシステムと効率的に連携した運用体制の構築」を達成するという目標はおおむね達成することができた。処理フローと併せて次年度試行を行い、再来年度本運用を目指す。

４．今後の展開

・来年度も本事業を活用し、本年度検討した処理フロー図を用いた試行、結果取りまとめと修正を行い、令和3年度から実運用を目指す。
・本事業で構築している仕組みは他の自治体においても活用できる汎用性を有している。特に「福島市の空き家対策に係る連携協定」団体の多くは福島県全域をカバーしているため、同様のメンバーで展開できるメリットがある。次年度以降は他自治体への展開も視野に入れて活動する。

■空き家利活用支援協議会概要・担当者名			
設立時期		平成30年9月	
代表者名		株式会社タス	
連絡先担当者名		新事業開発部　藤井 和之	
連絡先	住所	〒104-0032	東京都中央区八丁堀3丁目22番13号　PMO八丁堀4階
	電話	03-6222-1023	
ホームページ		https://corporate.tas-japan.com/	